

## 役員会開催「研修会の内容決定」

去る7月26日（金）に荒川法人会館3階会議室において源泉部会役員会を開催しました。

当日は、研修会についての日程・内容等について協議し、下記のとおり決定致しました。また、源泉部会の主催ではございませんが、今後の行事も掲載しております。奮ってご参加ください。

### 記

#### 1. 源泉部会 研修旅行会

- ①日 時：9月26日（木） 午前7時50分集合
- ②研 修：防衛省市ヶ谷地区見学と日本橋「伊勢重」ご昼食

#### 2. 源泉部会 年末調整等説明会

- ①日 時：11月12日（火） 午後2時～4時
- ②場 所：荒川法人会館3階会議室
- ③テーマ：令和6年分年末調整等
- ④講 師：荒川税務署職員、荒川区役所職員
- ⑤定 員：50名

※ 令和3年度より税務署主催の参加型の年末調整等説明会は開催されません。

#### 【参考】秋季特別研修会

- ①日 時：11月26日（火） 午後6時00分～午後8時00分
- ②場 所：ムーブ町屋 ムーブホール
- ③テーマ：第1部「黒と赤」  
第2部「師匠が語る、藤井聡太という才能」
- ④講 師：第1部 荒川税務署副署長 近藤 奈沖氏  
第2部 将棋棋士 杉本 昌隆氏

※ 正式なご案内は会員様宛てに後日郵送いたします。

## 荒川税務署からのお知らせ

「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用されます。

この改正後の「給与所得者の扶養控除等申告書」の取扱いについて説明した「簡易な扶養控除等申告書等に関するFAQ(源泉所得税関係)」が国税庁ホームページに掲載されております。

### 【簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ】



#### (簡易な扶養控除等申告書等に関するFAQ 一部抜粋)

#### 2 簡易な申告書を提出できる場合等

2-1 従業員から簡易な申告書の提出を受けようとする場合に留意すべきことはありますか。

〔答〕

簡易な申告書は、従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に記載すべき事項が、その従業員の方から前年に提出を受けた扶養控除等申告書（前年の途中で異動申告書の提出を受けた場合は前年の最後に提出を受けた異動申告書。以下同じです。）に記載された事項から異動がない場合に提出を受けることができるものです。

また、給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うこととなります。

このため、簡易な申告書の提出を受けようとする給与等の支払者は、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります<sup>(注)</sup>。

(注) 給与等の支払者は、連年簡易な申告書の提出を受けた場合においても適正に源泉徴収事務を行うことができるよう、従業員の方から提出を受けた扶養控除等申告書を、システムを使用してその申告データを管理する又は書面でその申告書の管理をするなど、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を確認できるようにしておく必要があります。

## 【参考】

【扶養控除等申告書の提出について】

簡易な申告書の提出について、従業員の方へご案内する際にご使用いただける「[扶養控除等申告書の提出について](#)」を国税庁ホームページに掲載していますのでご利用ください。



## 扶養控除等申告書の提出について

勤務先へ提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この、前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。簡易な申告書を提出する場合は、次のチェックリストをご確認ください。

※ 次の事項に1つでも該当する場合は、簡易な申告書を提出することができませんのでご注意ください。

- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの住所又は居所が異動した
- あなたや控除対象扶養親族などの氏名に変更があった
- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などのマイナンバー(個人番号)に変更があった
- 源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に新たに該当することとなる(又は該当しなくなる)人がいる
- あなたが専業主婦、ひとり親、勤労学生に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- あなたや同一生計配偶者、扶養親族が(特別)障害者に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
- 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が48万円超となる
- 控除対象扶養親族の年齢の変動により控除の区分が変わる  
例) 控除対象扶養親族が特定扶養親族や老人扶養親族に該当することとなる場合、特定扶養親族が23歳になったことにより特定扶養親族に該当しなくなる場合
- 控除対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる  
例) その国外居住親族の年齢が30歳に達することにより扶養控除の適用要件の区分が「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合、扶養控除の適用要件の区分が「留学」に該当していた国外居住親族について、留学の事実がなくなったことにより「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合
- 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族に該当することとなる



上記のいずれにも  
該当しない場合



上記の事項に1つでも  
該当する場合

簡易な申告書を提出できます。

※ 令和6年9月下旬に申告書の記載例を公開予定です。  
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。



簡易な申告書は提出できません。

※ 記載すべき事項を全て記載した申告書の提出が必要となります。

※ 令和6年9月下旬に申告書の記載例を公開予定です。  
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。

※ 勤労学生控除や国外居住親族について扶養控除等を受ける場合は、扶養控除等申告書の提出とは別に、証明書類を勤務先へ提出又は提示する必要があります。

※ 具体的な手続については、勤務先からの案内に基づいて行ってください。

◎ 簡易な申告書が提出できる場合など、簡易な申告書の詳細については「[簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ](#)」をご覧ください。

【簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ】



## 荒川税務署の人事異動（抜粋）

去る7月10日(金)荒川税務署では人事異動があり次の方々(抜粋)が異動されました。

氏名・勤務先 職名	新任者		前任者	
	氏名	前任地	氏名	新任地
署長	沼口 秀樹	高松局 川島署長	赤壁 隆司	局課税一部 資料調査一課長
副署長	近藤 奈沖	渋谷署 副署長	山田 和哉	東京地裁 裁判所調査官
法人1部門統括官	山根 大輔	局総務部厚生課 厚生専門官	荒木 佳一	芝 特別調査官(法人)
法人1部門審理上席	佐伯 渉	柏署 法人課税第1部門	板本 真一	川崎南署 法人課税第6部門統括官
法人2部門統括官	向田 佳史	(留任)	向田 佳史	(留任)
法人2部門上席	金田 俊允	日本橋署 個人課税第2部門	鈴木 純子	大手町業務センター

### 源 泉 部 会 員 募 集 中

当荒川法人会源泉部会では、皆様もご存知のように荒川税務署の源泉担当官を講師に迎え、源泉についての詳しい説明やわかり難い事例等の説明などの研修会を開催しております。また、異業種交流の一環として懇親事業も実施しております。

つきましては、源泉部会員を募集しておりますので、部会員の皆様にもお知り合いがございましたら一声掛けていただければ幸いです。

詳細は荒川法人会事務局（☎ 3893-9836）までご連絡をお願いいたします。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先	公益社団法人 荒川法人会 事務局 担当者：吾妻良夫 ☎03-3893-9836
---------	--------------------------------------------